

焼津市告示第135号

令和5年度焼津市第二の成人式開催支援金交付要綱を次のように定める。

令和5年7月19日

焼津市長 中野 弘道

令和5年度焼津市第二の成人式開催支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、故郷への定住意識の醸成及びUターン移住の促進を図ることを目的として、第二の成人式の主催者に対し、予算の範囲内において、焼津市第二の成人式開催支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 同窓会 学年全体で行われる懇親会をいう。
- (2) 同級会 学級単位で行われる懇親会をいう。
- (3) 第二の成人式 市内の同じ小学校又は中学校の同じ学年に在籍していた者により、令和6年3月31日までに開催される同窓会又は同級会をいう。
- (4) 参加者 生年月日が平成元年4月2日から平成10年4月1日までの者であって、第二の成人式に参加するものをいう。

(交付対象者)

第3条 支援金交付の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たす第二の成人式の主催者（当該第二の成人式を主催する参加者の代表者をいう。）とする。

- (1) 参加者の人数が、次の区分に応じ定める要件を満たすものであること。
 - ア 同窓会 学年全体の人数の30%に相当する人数以上であること。
 - イ 同級会 同じ学級であった者10人以上であること。
- (2) 参加者に県外在住者が含まれること。
- (3) 市内で開催されるものであること。
- (4) 市が提供するチラシ等の配布、アンケート調査等に参加者の協力が得られること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると市長が認める第二の成人式は、交付の対象としない。

- (1) 営利を主たる目的とするもの
- (2) 宗教活動、政治活動及び選挙活動を主たる目的とするもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及び構成員によるもの

- (4) 公序良俗に反する内容その他社会通念上適当でない認められる内容を含むもの
- (5) 他の補助金等の交付を受けているもの
- (6) 補助の目的に鑑み補助金を交付することが適切でないもの
(対象経費)

第4条 交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、第二の成人式の開催に必要な経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 開催案内文書の作成及び送付に要する経費
- (2) 会場使用料
- (3) 開催日当日の送迎バスの借上代
- (4) 講師及び司会者に対する謝礼及び旅費（これらの業務を行う参加者に支払うものを除く。）
- (5) 記念撮影に係る費用
- (6) 消耗品費（記念品、景品代等を除く。）
- (7) その他第二の成人式の開催に係る経費として市長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は対象経費としない。

- (1) 飲食に係る経費
- (2) 対象者が支払ったことが領収書等により確認できない経費
- (3) クレジットカード決済、スマートフォンアプリ等を利用した決済その他特典が付与される決済手段により支払われた経費
- (4) その他第二の成人式の実施に直接関係のない、又は社会通念上適切でないと市長が認める経費
(支援金の額等)

第5条 支援金の額は、第二の成人式の参加人数に2,000円を乗じて得た額又は対象経費の合計額のいずれか少ない額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、同窓会は200,000円、同級会は50,000円を限度とする。

2 支援金の交付は、一の第二の成人式につき1回とする。

(交付の申請)

第6条 支援金の交付を申請しようとする対象者（以下「申請者」という。）は、焼津市第二の成人式開催支援金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して、第二の成人式を開催する日の2週間前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（第2号様式）
- (2) 参加予定者名簿（第3号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定により支援金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において、交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、焼津市第二の成人式開催支援金交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知しなければならない。

(計画の変更等)

第8条 前条第2項の規定による通知を受けた申請者は、当該通知を受けた後において、次のいずれかに該当する場合は、直ちに焼津市第二の成人式開催支援金交付事業計画変更等申請書(第5号様式。以下「変更申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請額を増額しようとする場合
- (2) 対象経費を20%以上減額する場合(第二の成人式を中止する場合を含む。)

2 申請者は、変更申請書に、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 変更収支予算書(第6号様式)
- (2) 必要に応じ変更計画書、収支予算書、参加予定者名簿その他詳細を明らかにする書類

3 市長は、第1項の規定により提出された変更申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、前条第1項の決定を変更することができる。

(変更等の決定通知)

第9条 市長は、前条第3項の規定により第7条第1項の決定の変更等をしたときは、焼津市第二の成人式開催支援金交付変更等決定通知書(第7号様式)により申請者に通知しなければならない。

(実績報告)

第10条 申請者は、第二の成人式を開催したときは、開催の日から起算して20日を経過する日又は令和6年4月10日のいずれか早い期日までに、焼津市第二の成人式開催支援金実績報告書(第8号様式)により、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(第9号様式)
- (2) 参加者名簿(第10号様式)
- (3) 収支状況が確認できる領収書等の写し
- (4) 第二の成人式の開催状況が確認できる写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付金額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき支援金の額を確定し、焼津市第二の成人式開催支援金交付確定額通知書(第11号様式。以下「確定通知」という。)により申請者に通知しなければならない。

(交付金の請求及び交付)

第12条 申請者は、前条の確定通知を受領した日から起算して20日を経過した日又は令和6年4月30日までのいずれか早い日までに、焼津市第二の成人式開催支援金請求書(第12号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、支援金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定を

取り消し、又は既に交付した支援金を返還させることができる。

- (1) 交付された支援金を第二の成人式以外の用途で使用したとき。
- (2) 支援金の交付に係る手続について虚偽又は不正があると認められたとき。

(返還)

第14条 市長は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において第二の成人式の当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。